

平成二十二年八月四日提出
質問第五一号

菅内閣における内閣官房報償費（機密費）の使用に関する質問主意書

提出者 塩川鉄也

菅内閣における内閣官房報償費（機密費）の使用に関する質問主意書

一 二〇一〇年度の内閣官房報償費（機密費）について、内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費の国庫からの支出状況（請求日、支出額）を明らかにされたい。

二 昨年十一月二十日の衆議院内閣委員会で、私は、平野博文前内閣官房長官に「官房機密費を国会対策費や議員の海外視察などへのせんべつ、こういうのに使わないとはつきり言えるのでしょうか」と質問したところ、平野前内閣官房長官の答弁は、「せんべつでありますとかそういうところに使う、こういう考え方はございません。」であった。菅内閣でも、内閣官房報償費（機密費）を国会対策費や議員の海外視察などへのせんべつに使わないと明言できるか。

三 小渕恵三内閣当時、官房副長官であった鈴木宗男衆議院議員は、七月二十一日のテレビ番組で、九八年の沖縄県知事選挙で稲嶺陣営支援のために内閣官房報償費（機密費）を二億円使ったと聞いていると証言している。菅内閣は、内閣官房報償費（機密費）を今秋に予定されている沖縄県知事選挙はもちろん、名護市議会議員選挙など各種選挙に使わないと明言できるか。

四 内閣官房報償費（機密費）は、「国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状

況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費」(内閣衆質一七三第一〇八号)とされている。「国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法」として、国政選挙及び県知事選挙などの各種選挙において、特定の候補者や党派を支援するために内閣官房報償費(機密費)を「機動的に使用する」ことは、内閣官房報償費(機密費)の性格から正当なものか。

五 八月三日の衆議院内閣委員会で、私は、仙谷由人内閣官房長官に「平野長官時代に、四月、五月、三億円の出が行われた、この機密費について、何にどれだけ使ったのかということ、その記録は引き継いでおられるんですか」と質問したところ、仙谷内閣官房長官の答弁は、「今塩川議員がおっしゃったような件については全く引き継ぎは受けておりません」であった。仙谷内閣官房長官は、平野前内閣官房長官から内閣官房報償費(機密費)残額を引き継いだ際に、内閣官房報償費取扱要領に基づく記録による残高の確認もなく引き継いだのか。

六 八月三日の衆議院内閣委員会で、私が、内閣官房報償費(機密費)の検証について、「二〇一〇年度の一年かけて検証するという立場は変わりないということでもいいですね」と質問したところ、仙谷内閣官房

長官の答弁は、「私が官房長官を引き受けまして、一年ぐらいの時間をいただければと思っております。」であつた。この答弁では、検証は、鳩山内閣の方針であつた二〇一〇年度では終わらないことになると思うが、検証期間が、二〇一〇年度一年では不十分な理由を説明されたい。

右質問する。